

～「障がい」について理解することで、多様性を企業・行政・団体の力に～

松波めぐみさんによる
講演&ワークショップ

どんな
措置が望ましいの？

なにが
差別に当たるの？

話し合い

相談

意思疎通

障がい者差別解消

合理的配慮実践講座



2017 3/7 火
13:30~16:45

会 場 クレオ大阪西
(大阪市立男女共同参画センター西部館)
〒554-0012 大阪市此花区西九条 6-1-20

障害者差別解消法・改正障害者雇用推進法が2016年4月から施行されました。行政機関や事業所等において、日常・社会生活に関わる分野や雇用の分野で「障がい」を理由とする差別の禁止や合理的配慮が求められています。当講座は、「障がい」に対する理解を深めるとともに、合理的配慮の定義や考え方を確認し、実践できるように共に考え、対話を通じて解決策を発見できる場として開催します。ぜひご参加ください。

13:30～ 大阪府における障がい者差別の取組みについて

- ・障がい者差別解消ガイドラインの目的と事例紹介 【講師】大阪府広域支援相談員

14:00～ 雇用における差別的取扱いと合理的配慮の提供義務について

- ・「障がい」を理由とする差別禁止指針と合理的配慮指針の紹介 【講師】大阪労働局職業安定部職業対策課

14:45～ 共生社会をつくるために企業・行政・団体ができること

- ・合理的配慮についての講演&実践ワークショップ 【講師】松波めぐみさん(大阪市立大学非常勤講師)

こんな方々に
おすすめです。



- ◆企業 ◆NPO 団体 ◆行政の担当者や相談担当者
- ◆関心のある方 など

松波めぐみさんプロフィール

【定員】30人(要事前申込・先着順)

【参加・資料代】2,160円(税込)

【締切り】2月28日(火)

申込方法・地図は裏面参照

大阪市立大学、関西大学他で非常勤講師、立命館大学生存学研究センター客員研究員。

主著に『人権教育総合年表』(共編著)、共著に『地球市民の人権教育』など。月刊『ヒューマンライツ』に2014年5月より「ゆっくり考えていきたい『合理的配慮』」を連載中。

2009年より「障害者権利条約の批准と完全実施をめざす京都実行委員会」に事務局員として参画し、京都府の「障害のある人もない人も共に安心して生き生きと暮らしやすい社会づくり条例」の策定に関わる。

障害者差別解消法、障害とジェンダー等をテーマに講演活動中。

主催:



一般財団法人 大阪府人権協会

会場へのアクセス

クレオ大阪西(大阪市立男女共同参画センター西部館)
住所：〒554-0012
大阪市此花区西九条 6-1-20
2階 研修室

<JR・阪神 西九条駅の場合>

徒歩4分 約300m

<大阪市営バス「西九条」の場合>

徒歩4分 約300m



※駐車場には限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。

応募方法

■申込用紙に必要事項を記入のうえ、**2月28日(火) 17:00まで**にFAXまたはメールで下記までお送りください。定員に達しない場合、締切り以降も受け付けますのでお問合せください。

※メールでの申込みの場合は、件名に【合理的配慮実践講座】とお書きください。

※参加にあたって必要な配慮やご要望等がございましたら申込用紙に記入してください。

配慮事項等の確認のためご連絡をすることがあります。

※定員を超えて受講をお断りする場合はご連絡いたします。

※個人情報については、厳重に保管し、当講座終了後に整理しましたら破棄します。

申込・問い合わせ先

〒552-0001 大阪市港区波除 4-1-37 8F

TEL:06-6581-8613 FAX:06-6581-8614

mail : info@jinken-osaka.jp

合理的配慮実践講座 【申込用紙】

申込日：2017年 月 日

フリガナ			
お名前			
ご所属	電話番号		
	FAX番号		
参加にあたって、手話通訳・要約筆記・点字資料など、必要な配慮やご要望等がございましたら記入してください。			
受講動機と本講座で特に学びたいこと。			